

平成29年4月分(5月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率：平成28年3月分～適用 厚生年金保険料率：平成28年9月分～平成29年8月分適用
介護保険料率：平成29年3月分～適用 子ども・子育て拠出金率：平成29年4月分～適用

(広島県)

(単位：円)

Table with columns for Standard Salary (等級, 月額), Monthly Salary (報酬月額), Insurance Rates (10.04%, 11.69%, 18.182%, 18.184%), and Insurance Amounts (全額, 折半額). Includes a note about thickening pension fund rates.

- 介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.04%)に介護保険料率(1.65%)が加わります。
等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
34(31)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。
平成29年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
賞与にかかる保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません)この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.23%)を乗じて得た額の総額となります。